

地球

第三卷 第三號

大正十四年三月

刀劔の地理的研究(二)

小川 琢治

五、鍛刀工業地としての奥州舞草

日本古代美術の研究が近年大に進歩したので、奥州平泉の中尊寺金色堂の名は兒童も知つてゐるが、遙かに之に先つてその對岸の舞草に起つた鍛刀工業に關しては刀劔鑑賞の盛んとなつたに拘らずなほ今日まで殆ど注意されてゐぬ。自分も未だ現場を踏査する機會がないから、地形圖、地質圖吉田東伍博士の地名辭典等によつてその鍛刀工業地として發達し得た地理的及び歴史的關係の概略を述べる。

舞草は現今陸中國東磐井郡舞川村に屬し、北上川の左岸に在つて、一之關の東北約一里、平泉の東南約一里半の對岸に位する一部落に過ぎぬ。北上川は北から來つて舞草峽流となつて東南流し、駒形嶺の山地の南端を截つて横谷を成すのである。舞草は此の峽谷の西端に在つて、東に東稻山トウシヤの

山地を負ひ、之を踰ゆれば山路二里の東に東西に走る砂鐵川の溪谷がある。此の谷は花崗岩と古生層の石灰岩との接觸帶に胚胎する磁鐵鑛床のある處を流れて西流し、折れて嶺東を南流して北上川に合する。北上地方で餅鐵と呼ぶ所の鑛床の岩屑を洗滌し、砂鐵川の名も是によつて起つたものであらう。

磁鐵鑛の新鮮なものは融鎔に困難で且つ硫化鐵其の他の挾雜物を含むが、その岩屑の風化したものは大部分褐鐵鑛化し、不純物のない精鍊し易い鑛石となり、之を木炭で鎔かせば良質の鋼を得られるのである。

舞草は此の原料産地を控へた處であるから日本鍛刀工業の搖籃として適當な地理的位置を占めてゐる。

舞草モウソウの聚落の起源の古いことは延喜式内の舞草神社といふ仁壽二年（八五二）に授位のあつた神社の存在で明かである。吉田博士に従へばこの神社の所在は今は不明に歸し、鐵落山といふのが田村鷹の創建といふ觀音堂の麓にあつて往古鍛冶が刀劔を造つた遺跡といはれてゐるらしい。鐵落と書いてカナクソと訓讀するのは和名抄の古體であるから、恐らくはそのまゝ保存されて平安朝以來の地名たるを示してゐるのであらう。此の山の位置は五萬分一關圖幅に見當らぬが、吉田博士は平泉志を引いて、白山嶽の下に吉祥山東城寺があつて、本尊馬頭觀音を置きしが、維新後改めて神社に

なれり、山の中腹に太夫^{タイフ}が岩と稱する大石あり、鐵落山といふは此山の東南にあり、往古鍛冶刀劍を造りし跡にて、源將軍討賊の時都の刀工を召下して此に住せしめ、其子孫秀衡の代まで相續し、舞草及び平泉に居れりと云ふとあり。白山嶽は恐らくは今の地形圖に觀音山とあるものなるべく、果して然らば鐵落山はその西端の斷崖となるものが南に續いた部分の下に當るべく、今の大字舞草の本村より北二軒許の處に北上川の山足を洗ふ斜面に在るかと思はれる。

從來刀劍書に見える舞草刀工の系圖では承平年間(九三二)の幡房又はその子安房を元祖とし、その以前に大寶前後に文壽といふ唐人の鍛冶がゐたとの傳説を附記するに止るが、次に述べる如く銘文の研究によつて非常に古くして天武天皇即位の四年丙子(六七六)の年月銘ある文壽四郎包次と持統天皇の朱鳥銘ある舞草太郎延房とが相踵いで此處で鍛刀を始めたものと考へねばならぬことを發見した。

此の如く古く奥州に先づ鍛刀工業が勃興したとするのは一見甚だ奇怪で不自然に考へられ得る。然れども關東地方に關する最も古い記錄たる常陸風土記に香島郡の項に崇神天皇の時代に

大刀十口、鉾二枚、鐵弓二張、鐵箭二具、許呂四口、枚鐵^{ヒラクロガネ}一連、練鐵一連

を馬、鞍、八咫鏡等と共に獻上したといひ、又た

慶雲元年、國司姦女朝臣、ト率^{ウネメ}鍛冶^{カヌチ}佐備^{サヒ}大麻呂等、採^{ウネメ}若松濱之鐵、以造^{ウネメ}劍之、……………沙鐵

造劔大利、然爲香島之神山、不得輒入伐松穿鐵也、

といふ文もある。此の崇神天皇御宇（一〇〇）の鏡劔を香島で鑄造したことは全く傳説として取扱はれべきものであるが、それから六百餘年を経た慶雲元年（七〇五）の造劔は多分事實で沙鐵から刀劔を鍛造する技術の行はれぬたものと看做し得られる。

是は喜田博士の注意で風土記原文を読み氣付いた日本冶金史の面白い記録であるが、なほ喜田博士から之と獨立に關東古墳に多く出て九州の外殆んど見ない所の早蕨の頭に似た櫛頭のある蕨手の劔が或は關東で造つた古い劔とすべきかも問題であらうとの注意を得た。

此の文書と實物とから或は關東に於ける鍛刀術の起原が少くも古墳時代即ち飛鳥時代以前に溯り得るとすれば、我々の發見した所は從來未知の事であるが、決して架空の想像に止まるまい。

六、舞草鍛冶の系圖と年代

舞草鍛冶のことは從來の劔書に見えた記載が極めて不十分で、奥州の刀工で最も古いのでは文壽元壽又は實次といふものが源家重代の髭切丸の作者であるとの傳説がある外に、本阿彌家傳の系圖では承平頃の安房を首めとし、雄安（應和）森房（同）光長（同）森戸（天祿）世安（永延）備前正恒父有正（天曆）光長の四子友長（永延）光友（正曆）友光（同）國永（同）等が平安朝にゐたとされ、鎌倉時代の文壽（建保）の子孫で實壽といふのが正和貞和永和應永に亘つて四代平泉にゐたとされ、又た此等一派

を出羽月山鍛冶とした書物もある。又た月山一派の古い處は鬼王丸（永曆）行恒（應保）雁字丸（同）我里馬（同）等で鎌倉時代に月山（建久）近則（天福）等が出たとしてゐる。

鍛冶系圖を整理集成した鎌田魚妙の本朝鍛冶考は最も詳細なもので、陸奥國系圖に纏めた數五十工の外に時代詳かならぬもの約五十工に達し、出羽の方は此の外に森房の子鬼王丸等八工と不明のもの十一工を擧げてゐる。此の書には奥州鍛冶の元祖を幡房（承平）とし安房を應保とし、文壽を（長和）寶壽二代を長久と延久とし、其子行光を康和とし、又た文壽の子寶壽の兄なる正壽（長曆）其の子基高・高基（共に延久）等を擧げて前説の鎌倉時代の諸刀工を盡く平安朝の人と看做し、各人名の下に同名が鎌倉時代にもあるとしてゐる。

我々の銘文研究から獲た結果によれば鍛冶考その他それより古い書物に見えた幡房なる人名は出て來ぬ。然れども草紙銘に八幡の幡の字と延房等の房の字が續いて讀まれ得るのから考ふれば、その誤謬が鐔刀の草紙銘を讀んで起つたのであらう。

兩種の系圖に共通の誤謬は此等の刀工の年代にも認められ、是も同じく草紙銘に讀まれる磨上刀工の甲の名と乙の磨上年月とを結び付けたのから起つたものと想はれる。我々の發見した奥州鍛冶の草紙銘に露はれたものを列擧すれば左の如し。

奥州住及び羽州住は陸奥國及び出羽國と切つたのである

奥州住舞草文壽四郎包次

飛鳥淨見原宮改元丙子六月朔日

奥州住舞草太郎延房

朱鳥元年丁亥□月□日
朱鳥四年庚寅□月□日

羽州住月山友則

和銅四年辛亥四月朔日

奥州住舞草友光

天平勝寶元年己丑□月□日
天平寶字元年丁酉□月□日

(和州住友光

天平寶字九年乙巳□月□日
同人和州に移住せらるらん)

奥州住舞草文壽實次

寶龜元年庚戌□月□日

奥州住舞草安房

天長八年辛丑五月朔日

奥州住舞草世安

承和元年甲寅□月□日

羽州住月山有正

貞觀元年己丑九月朔日

羽州住月山近則

寬平元年己酉□月□日

奥州住舞草森房

延喜十五年乙亥月日

奥州住舞草諷誦行光

延長元年癸未六月□日

奥州住舞草雄安

承平元年辛酉□月□日

奥州住舞草安光

天慶元年戊戌□月□日

奥州住舞草光長

天祿元年庚午□月□日

奥州住舞草寶壽信房

永觀□年□月□日

奥州住舞草寶壽基高

寬弘八年辛亥□月□日

此等の年代と雖も重疊した銘文から讀んだもので尙ほ頗る疑はしのは勿論で、特に安光は或は延暦又は貞觀まで基高は天慶まで上せねばならぬかも知れぬ。尙ほ將來の研究で此の二者の確定は勿論、他の諸刀工の年代にも移動を見るかも知れぬことを附記せねばならぬ。

以上列舉した刀工十六人は何れも大和大寶の天國和銅の盛國と弘仁頃の伯耆安綱と永觀永延頃の三條宗近との間に奥州にゐた名工であつたことが銘文によつて知れた。而して此等の刀工名に伴ふ年月銘を見るに文壽四郎包次だけは常に天武天皇即位四年丙子六月朔日といふ唯一の銘文しか出てゐぬことから推して、鍛冶元祖の切つた銘文をそのまゝ後世の刀工が必ず切る習慣が行はれた事實を語るものと想はれ、従つて此の銘があるから直ちに包次自作の刀劔であるといへぬのみならず、恐らくはその作品は容易に發見される望はなからう。

之に次いで出た舞草太郎延房の名は正倉院御物の杖劔の刀身に朧ろげに讀めるらしく、年月銘も最も普通な朱鳥元年丁亥以外の銘文もある、故にその作品の現存すべき可能性がある。

奥州住舞草太郎延房の草紙銘を切つた刀は自分の所藏する古刀の大部分を占め、其の銘は後世の諸工師傳の元祖として八幡宮神息包次天國等と共に刀身から忠にかけて刻まれてゐる。正倉院御物を拜觀して、天平時代に鍛造のまゝ目釘穴を穿たぬ無莊刀にも此の草紙銘があり、聖武天皇の御物

たる御杖劔の刀身は金の象嵌を施してゐる爲めに深く研ぎをかけぬので刀身にある延房の大字銘がガラス越しにも模糊と讀み得られるらしく拜見した。無莊刀と稱する刀は一見すれば眞に無器用な幅の廣い無反刀であつて、庖丁造りと呼ぶべき形狀を成した刀劔製作の技術の幼稚な時期に屬することの明かなもので、今日庖丁正宗などと稱へる名物には之と同時に代作品があるらしい。而して自分所藏の御物と同形の短刀にも共に忠に此の延房の銘文が讀まれるから舞草物が古刀中の最古の作品たることは疑を容れる餘地がない。而して自分所藏の短刀は無莊刀よりも一層幼稚な特色が忠の作風に現はれ、鋌目のまゝで下端も打つたまゝになり、棟の側の切り取られた關（まち）と稱する部分が唯低い圓棟の部分を削つて角な忠の棟としただけで、殆ど現在造る庖丁の柄と擇ぶ所がない。（『史料』二月號參照）

故に我々はこの短刀に讀み得た朱鳥の銘と延房の銘とを以て假りに延房その人の切つた最古の銘文と認めて差支ないと思ひ、又た假令この短刀が延房自身の作品でなかつたとしても、大體に於て御物に見る古い大和物の形式よりも一層古く延房作品の形式と殆んど同一と看做し得られると思ふ。

此の假定の下に自分所藏品中の古舞草物と看做し得る古刀を検出して庖丁物と合せて左の三刀を得た。

短	刀	長	六寸六分強	反り	幅鑑元	九分半強	厚さ同	一分半弱
脇	指	同	一尺七寸六分弱	同	三分半	一寸弱	同	二分弱
刀	同	二尺三寸三分半	同	五分半	同	一寸弱	同	二分弱

後の二刀の忠は度々磨上げて古い形式を失つてゐるが、共通な點は長短共に重ね丈夫で幅もあり、鎧稍高く、中切先で反りは華表反りの弱いもので、刃文は細直刃又は中直刃でホツレどのたれはあるが、勻沸共に淡く、唯刃中の奎目肌が却つて強く沸えて波狀を成し、或は二重刃の如く、或は物打ちから先で刃界を越えて亂れ刃の賑やかな形狀を呈すること、一見しては手法樣式共に幼稚な丈夫一式に造られて、極めて無器用な感を起すに反し、刃文を熟察するに従つて素樸の裏に一種溫潤高雅の姿相を具有するを覺り、その蒼古の眞趣が漸次明かとなる。我々は御藏の刀劔を拜見する機會を得て天平の古典型と同姿同趣なるを感じたから、初めて此等の諸刀の年代に關する考定を試むるに至つた。

第三の羽州月山友則には和銅九年丙辰の年月銘を伴ふものが發見され、多分舞草から出羽月山への分派の元祖であるらしい。月山鍛冶の元祖は長和(一〇二二—一六)の鬼王丸(森房の子)と鍛冶系圖になつてゐるが、茲に讀んだ友則の和銅四年(七一)から推せば、約三百年前に既にこの分派があつたことになる。出羽國は和銅五年に置かれた國であつて、此の銘文はその前年に當り、而かも羽

州とあることは大に疑ふべきであるが、之を刻んだ刀の實物は遙かに後のものであるから後世の同派の刀工がその名の上に羽州を冠して切る習慣であつたとして説明される。持統天皇紀の三年に既に置賜郡の蝦夷、脂利古男麻呂と鐵折等が沙門となつたといふ記事があり、又た修驗者の北陸の名山を開いた年代が甚だ古くして、龍門石刻北魏の錫杖に似たのが立山、劍ヶ峰から出土したのから推して大和附近に佛教の入つたのと此等の修驗道の傳播とが相並んでゐると想はれるから、月山の建立も出羽國の置かれる以前であり得る。持統紀に擧げた沙門になつた蝦夷の一人の名が鐵折であることなども、或は月山鍛冶と關係あることかと想像されるが、今銘文からはその當否を決定し難はぬ。

第四の友光は天平寶字元年(七五七)のは奥州舞草住友光とあつて同三年以後は和州住友光とあるらしいのから推して、和州と多分同人で寶字年間に大和へ上つて來たと考へられる。刀劔書に友光が文殊鍛冶の元祖で劔所の長を命ぜられたといふ傳説を載せてゐるが、或は和州住文壽友光又は文壽四郎友光と名乗つてゐたかと想はれ、當時舞草鍛冶の名工であつたので召し出されたかも知れぬ萬治系圖には奥州の友光(寛治)を光長(應和)の子としてゐる。前後二代あつたかも知れぬが、暫く名工友光が延房の後舞草に出て大和へ移つたものとして置く。

第五文壽實次は弘仁桓武兩朝の間に出た名工であることが銘文から明かとなつた。此の刀工は髭

切丸の作者として知られた外に、文壽又は元壽と同人で其の原は唐人であるとの傳説もある。然れどもその以前文壽包次があるから、唐人とすれば包次が歸化人であつたとすべきである。寶龜の年月銘あるものが發見されたのから推してこの刀工の作品も現存し得ると想はれる。

第六は安房で伯耆安綱に直ぐ次いで出た名工らしくその作品も第七世安は承平の安房の子とされてゐるものと共に必しも希有ではなさうである。年月銘から推せば、安房は淳和天皇の天長年中の人で一世紀以上古く世安も亦た半世紀以上も古いことになる。故に從來の系圖の年代よりも遙かに古く安房と世安とが相續いて舞草の刀工として有名であつたらしい。

第八は有正で是は貞觀五年（八六三）まで奥州住と切り六年頃からは備前國と切つた銘を發見し、最も古く備前に移住した刀工で備前鍛冶の元祖と考へられる。この有正と其の系統の正恒のことなどは他日備前の鍛刀工業を記載する時に述べる。

舞草から分れた出羽月山鍛冶にはまた寛平元年（八八九）の銘ある月山近則もあるから、之を元祖としても安房（貞觀）の子又は孫に當るべく、第九世紀末までには既に分れたもので、系圖よりは百年以上古いことになる。

第十の森房は應和康保（九六一—六七）頃となつてゐるが、延喜十五年（九一五）の銘と共に發見され、約四十年古くて安房の孫位に當るべきものであらう。

第十一の諷誦行光は延長元年(九二二)の銘を伴ふから、系圖に森房と兄弟としたのが偶然正しいらしい。然れども誦諷を永延(九八七)としてゐるから、系圖の諷誦なる刀工は行光でなくてその孫位に當るものとせねばならぬ。諷誦はフシウと讀み、風敷風敷浮周等の漢字を當てたものもある。これ等から推せば何れも奥州の住民の多數を占めた俘囚の文字を書き改めたことは明かで、或は歸化人包次を元祖とした刀工等が俘囚であつて後に良民となり俘囚の字を嫌つたが、而かも俘囚の刀劔として名聲を博してゐたから字を改めたに止め、舞草刀工の異民族たるを窺ふに足るのである。

此の後に雄安(承平)安光(天慶)光長(天祿)が出て宗近備前友成等の出るまでの間に名を擧げ、此等の奥州以外の名工が現はれた時に肩を雙べたのは寶壽信房(永觀)同基高(寛弘)で、系圖では法華經太郎信房は古くも延久とされ、基高も同時とされて、共に六十餘年後の人になつてゐる。

尙ほ最後に擧げた月山定利(永承)は系圖に載せない一名工であるらしい。

奥州舞草鍛冶の古刀銘に今まで名の發見されたものは以上十七人で、その最後の信房は多分永延頃に備前福岡に移住し備前鍛冶として有名になつて壺切御劔作者とまでされたと思はれる。

七、舞草鍛冶の作風

に關しては從來刀劔目利書に記載する所甚だ不十分である。その最も古く而かも稍詳らかなるは本阿彌家傳の目利書と想はるゝ「如手引」と稱する「慶長十六年亥ノ二月下旬」の奥書ある寫本に鎌倉

物の末に宇津藤島兩派の次に記したものである。その全文左の如し。

出羽寶壽(下上)の事、鍛ひ地生アヒ藤島同意也(地生黒みさし青くして少しすゝごく見えたり、但鍛ひ板目とあらはれ、備前肌ある事多し)、タイハキ(帶佩即ち太刀の姿)は多分中幅也、此作も二代目はタイハキハキ及付藤島同事也、(刀は鎬多くして庵も中にして銚子小返りの様なれども返り深し、刃色々有)。

父寶壽は中直及細直及多し、沸多く、地の内へ走り、銚子尋常に丸く返りも深し、但少しのたれ掃き懸け又小足に淺く亂るゝも有、凡金重に似たり、されども見所は奎肌浮きて沙流し肌かならず有、一類の見所なり、又切物有、多分信國かたぎにて少しこせりて筑紫ぼりに似たり。

奥州—月山(下中、寶徳頃)三代舞草(下上、文永ヨリ、寶徳頃マデ)なども中直及細直及にて奎肌沙流し肌ある作ども也、これも沸多く銚子は丸し、切物まで右同意也、中にも沙流しの筋ふとく見ゆるを月山としるべし。

殘る作はまだあれども皆右の作どもの出来也、大略波平に紛るゝ也、されども筑紫物のごとく及ふちに湯走りなく、沸多く、掃懸け有て銚子丸し、自然紛るゝも右のかたぎにて淺し。

此の他には鍛冶考(卷十二)に

森房舞草太郎と號、太刀の象幅廣く丈夫に反高き方にて鎬も廣き方也、鍛細に肌見事也、亂れ

直ぐ一樣ならず、刃の内にも肌見えたり、伯耆安綱風情に似たり、銚子尖り歸り深し云々。

友長……多分物打の邊にて深く入たる刃有云々

近則……鍛は上の二人よりは見事に織也、沸も細に勻ひ深し、銚子地藏頭に歸り浅し云々。

光長……行重有行有正等皆上手にて似たる物也、舞草一類一家の風有也。

寶壽は平泉住人……鍛板目顯はれて廣直刃のたれに刃の中肌有て舞草の卑やしき如き物也、

銚子歸り深し、……喜蒲造鶺首造多し、位舞草には劣りたり。

とある位である。仰木伊織の古刀銘盡の記載に至つては遙かに簡單で、

北國物大體多分沸ふかく沙流しの心ありて掃掛け外の國にかはりていやしく位なし、尤作によりて定まらず、末作は猶さら地鐵あしく格好あし。

として極めて劣等視し、鎌田魚妙の鍛冶考に舞草物の品位を評して、安房世安を子中、文壽を丑中としたのは正反對である。

我々は本年一月の史林「古刀銘の研究」に於て發表し、前にも一寸と述べた如く、偶然正倉院御藏の無莊刀(即ち目釘穴を穿たぬ未裝刀)の形狀が所謂庖丁形の造りで、之と様式及文地鐵の同一な短刀を所藏したので、初めて天平時代の刀劔が尙ほ民間に散在することを知り、所藏庖丁物の銘文が

らその多分延房か又は之を距ること遠からぬ舞草物たるべきをも知つた。その實物に關する記載は史料を參看せられたい。

此の實物と近頃蒐集した數十本の錆び刀の銘文の研究から上に擧げた十數人の舞草鍛冶の名と年代を決定したが、未だその個々の作風を確定し得るまでに研究が進んでゐぬ。然れども若し庖丁物を元祖延房と假定して、之を起點としてその後の諸刀工の作風の變遷を追跡すれば大略左の如く概括し得る。

延房は前に述べた如く細中直刃を焼き勻沸共に淡く見え、而かも刃中の板目肌に沿ひ強く沸えて二重刃になり、肌の屈曲の大きい處では刃界の外へ逸出して亂れ刃の形狀になること、刃界が少しのたれ氣味に掃きかけて沙流しになること等が前に列擧した刀劔書の記載に一致してゐる。その姿は幅廣く、重ね厚く、反り少く、鎗幅中又は稍廣き方で稍高く、棟は庖丁では丸棟他は庵棟で何れも著しく低きを普通とし、全體として丈夫一式の造りである。此の造りは正倉院の聖武天皇御用以外の天平時代普通の刀劔の作風に類似し、一般の武器として戰場に使用されるものが何れも極めて無器用な形式であつたことを察知するに足るのである。その後發達した巧妙なものに比較すべからざるこの幼稚な形象なるが爲めにその品位を劣等視し後世に至つて全く顧みられぬことになつて平安朝以前の古物が湮滅する運命となつたと想はれる。

實次の作品かと思はれるものは刃文のたれ亂れて、その頭が波のうねりの頭の碎けた如く皺曲し延房よりは遙かに働いてゐるが、勻沸淡きことは大差なく、唯稍沸が荒いやうに見えるのが鍛造法の進歩を示してゐるやうに見える。

安房世安以後の作風はまだ作者を決定するの困難から之を明言にし難いが、地鐵黒味を帶ぶるものあり、一般に直刃亂刃共に出來物では勻沸深くなり、且つ刃の幅廣くなると同時に大きく深くのたれて足も頻繁に且つ深くなつて、終には相州風の花やかな沸を焼き、棟のおろしも中以上に急になつたものもあるらしい。反りの弱い鑄造が多いが喜蒲造、鵜首造等も多く、これは反り強く棟のおろしも非常に急になつてゐる。

稍確と思はれるものゝ一二寓目したものゝ一は友人所有の直刀(長一尺九寸八分幅八分五厘)に延房實次安房世安安光等の舞草諸工と天國天座當麻友光等の大和諸工の銘が讀めて、貞觀五年癸未五月朔日造銘を降らぬ、即ち世安前後の作品である。肌が銀絲の如くなつて刃中に閃めき、稍荒い沸が頭の尖つた亂れ刃界に地に散り、飛焼も見え、掃き掛けた刷毛目の如く肌に沿ふて二重刃を成し鹽相は著しく古作よりも濃かになり、鉋子は大丸に近いが、刃界掃き掛けてゐる。此等の特色は何れも實次よりも一段華美に見え、恐らくは地鐵の鍛ひ方も焼入れ方も共に平安朝に入つた後に長足の進歩を見たものであらう。

地鐵のもつと堅さうなのは更に降つて、天慶四年辛丑九月朔日即ち九四一の造銘ある安光の直刀（二尺三寸一分）で、これは此の平安朝中葉に於ける舞草物の作風を代表するらしく、大亂れの刃文が浮動するが如く、その疎放華美なることは前の直刀の比でなく、決して此の如き古作とは想はれず、相州廣光の正平六年辛卯六月十日磨上銘すらも疑はれるものである。然れどもその中間に天元五年壬午の波平正國、長保元年己亥の備前友安、平治元年己卯の豊前定秀、延慶四年辛亥の青江次吉等の磨上銘等が讀めるので、安光から降つても少くも永觀三年乙酉造銘の作品とせねばならぬ。然れども永延前後に至つては勻を主とし沸の細かな直刃をも焼いて、鎬造細身の太刀もある様でその變遷を察するに最初は奥州や坂東の戦場に使用する武士の差料が多く、平安朝中葉以後に京備前等に移住する頃に至つて、粗放華美から纖弱に近い典雅の作風即ち寛永祕傳書に宗近を評して、「此作は少しひわつ（纖弱）に作ると見えたり」といふ當時の好尚に適應したらうと想はれる。

此の如く古い處が殆んど直刃の極めて古拙であると同時に何處となく穩健な作風であつて、平安朝中頃に至つて著しく華美な刃文を焼き出したことは鎌倉時代及び慶長以實にも起つた變化であつて、相州物は多分この舞草物の中葉以後の作風を摸したと想はれる。（本號完結の筈なりしも頁數の都合で四月と共に三冊で完結することにした）